

通知書

令和 5年 4月18日
特許庁長官

特許出願人代理人 山岸 忠義 様

特願2022-XXXXXXXXXX

上記出願の令和5年4月10日付け提出の手續補正書に係わる手續に関して、次のとおり通知します。

本件手續において「【補正により増加する請求項の数】 1」として1, 330円を納付されましたが、本件は出願審査請求時に「請求項の数5」の手数料52, 660円が納付されています。

一度令和4年12月16日付け提出の手續補正書で「請求項の数4」と減少はしていますが出願審査請求時に「請求項の数5」で手續されているため本件手續補正書で変更されている「請求項の数5」では、「【補正により増加する請求項の数】」は生じません。

したがって、本件で必要な手数料は不要になり、1, 330円過納となっております。

還付を請求される場合は、下記の「既納手数料返還請求書」により請求をしてください。

※請求期限は、納付日から1年以内です。

<様式見本>

【書類名】	既納手数料返還請求書
【提出日】	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願2022- XXXXXXXXXX
【返還請求人】	
【識別番号】	○○○○○○○○○○
【氏名又は名称】	○○○○
【代理人】	
【識別番号】	○○○○○○○○○○
【弁理士】	
【氏名又は名称】	○○○○
【返還請求対象書類】	
【書類名】	手續補正書